

3 母子家庭等自立支援対策の推進

1,743億円(1,706億円)

(1) 母子家庭等の総合的な自立支援の推進 78億円

① 自立のための就業支援等の推進(一部再掲・39ページ参照) 27億円

母子家庭の母の就業支援等を推進するため、看護師等の資格取得を支援する高等技能訓練促進費等事業や母子自立支援プログラム策定事業の推進など支援措置の充実を図る。

(参考)平成20年度第2次補正予算案において、高等技能訓練促進費の支給期間の延長を行う。 (1.3億円)

修業期間の最後の1/3の期間(上限12か月)

→ 修業期間の後半1/2の期間(上限18か月)

② マザーズハローワーク事業の拡充(再掲・34ページ参照) 21億円

(2) 自立を促進するための経済的支援 1,665億円

母子家庭や寡婦の自立を促進するため、児童扶養手当の支給や、技能取得等に必要な資金の貸付を行う母子寡婦福祉貸付金による経済的支援を行う。

4 母子保健医療の充実

193億円(184億円)

(1) 不妊治療等への支援 46億円

① 不妊治療等への支援

不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成するなどの支援を行う。

② 妊産婦ケアセンター(仮称)への支援(新規)

産前産後における妊産婦の適切なサポートを行うため、入院を要しない程度の体調不良(うつ病など)の妊産婦を対象に宿泊型のサービス(母体ケア、乳児ケア等)を提供する。

(2) 小児の慢性疾患等への支援 144億円

小児期における小児がんなどの特定な疾患の治療の確立と普及を図るため、小児慢性特定疾患治療研究事業を行う。また、未熟児の養育医療費の給付等を実施する。